

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段(チャージ会員カード残高)の払戻しのお知らせ

取扱い(サービス)を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しを致しますので、期間内に申出をお願い致します。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

有限会社ホワイト急便大宮

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

チャージ会員カード

○払戻しの申出期間

令和 2 年 6 月 2 日(火)10 時～令和 2 年 8 月 31 日(月)16 時まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出方法

当店店頭にてお申し出下さい。

○その他当該払戻しの手続きに関し参考となるべき事項

その際には、必ず払戻しを行うチャージ会員カードをご持参ください。

○払戻し方法

現金にて払戻し致します。

○払戻しに関する問合せ先

〒337-0017 さいたま市見沼区風渡野 248

ホワイト急便大宮

電話 : 048-878-9970

Mail : oomiya@white-exp.com

有限会社ホワイト急便大宮

令和 2 年 6 月 1 日